【 県の計画】 名護都市計画

都市計画区域の整備・

開発及び保全の方針

Vol.3 都市計画マスタープランとは?

●都市計画マスタープラン

よいまちづくりを進めていくためには、都市全体や身近にあるまちを将来どのようにしていきたいかを具体的に考えていくことが重要です。

そのため、道路、公園、宅地、建物、農地、山林、 海辺、河川、その他日常の生活環境及びこれらの風 景なども含めた「空間的な要素」について、これか らどのようにしていくべきか、基本的な方針を示 すものが都市計画マスタープランです。



図 名護都市計画「都市計画区域の整備・開発及び 保全の方針」都市構造附図

●都市計画マスタープランの位置付け

- ◆ 都市計画マスタープランは、本市の最上位計画である「第 5次名護市総合計画」及び沖縄県の名護都市計画「都市 計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即して策定します。
- ◆ また、市の都市計画に関連する都市づくりは、都市計画 マスタープランに即して行われます。

【市の計画】

第5次

名護市総合計画

- ●都市計画マスタープランの役割
 - ① 都市の将来像を示す
 - ③ 個別の都市計画相互の調整を図る
- ② 都市計画の決定・変更の指針になる
- ④ 都市計画の市民理解と協働を促進する

●都市計画マスタープランの構成

- ◆ 都市計画マスタープランは、どのような方針 でどのような都市をつくろうとしているの かを示す将来目標、将来都市構造を設定しま す。それを踏まえ、土地利用、都市施設、市 街地開発事業その他地域の実情に応じた個 別都市計画の将来の方向性や、その実現に向 けての道筋を分野別方針で示します。
- ◆ 全体構想で示した方針を受け、地域の特性や 課題に応じたまちづくりの方針を地域別構 想として示します。

現況編

○市の現況 ○上位・関連計画における方向性 ○市民意向 ○社会動向 ○まちづくりの基本的課題

全体構想編

- 〇将来目標の設定
- 〇将来都市構造
- 〇分野別方針
 - ・土地利用の方針
 - 都市施設の整備方針
 - 自然環境保全方針 等

地域別構想編

- ○区域ごとのまちづくり の方針
- ※7区分(名護中心部、瀬 喜田、屋部、羽地、屋我地、 東海岸、久辺)
- 図 都市計画マスタープランの構成案